

投票日当日限定

投票所移動支援はじめます



します

投票所
無料送迎
まで

対象者

▶ 移動が困難な人が対象です

- 要介護3以上
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 療育手帳A1・A2
- 身体障害者手帳（下肢・体幹機能障害1～3級 視覚障害1・2級 内部障害1級）

上記のいずれかに該当し、投票日当日に移動手段がなく自力でタクシーまで移動できる人が対象です

乗降介助は
ありません

※詳しくは、裏面の対象者の詳細についてをご覧ください

申請方法

▶ ご利用には申請が必要です

オンライン申請

- ① 右の二次元コードを読み込む
- ② フォームに必要事項を入力する
- ③ 介護保険証/障害者手帳等の画像を添付して送信



申請フォーム

窓口申請

- ① 申請書に必要事項を記入 申請書はホームページからダウンロードするか、窓口でお渡しします
- ② 介護保険証/障害者手帳等のコピーを添付
- ③ 四日市市選挙管理委員会事務局へ提出（郵送可）

- 期日前投票には利用できません
- 郵便等投票や指定施設等での不在者投票が利用できる人は対象外です
- 本事業は四日市市投票所移動支援実施要綱に基づいて実施します
- 電話・メール・FAXでの申請はできません

四日市市選挙管理委員会 ☎ 059-354-8269

詳しくは

四日市 選管 🔍

で検索

<https://yokkaichi-city-senkyo.com/>

ご利用の流れ

STEP 1 登録申請



スマホ・パソコンから
オンライン申請できます
申請は投票日当日の
4日前まで

STEP 2 利用券受取



選挙管理委員会から
タクシー利用券が届く

STEP 3 タクシー予約



利用券に記載の
タクシー会社に連絡し
投票所移動支援事業の
利用であることを伝えて
送迎時間を予約

STEP 4 投票所へ



投票日当日に
利用券を提示して
タクシーに乗車
投票所で投票する

利用上の注意点

- 利用可能な日時は、投票日当日の午前7時から午後4時までです
- タクシーの予約はご自身で行ってください。四日市市選挙管理委員会では予約できません
- 投票日当日の移動支援であるため、期日前投票での利用や無投票となった場合は利用できません
- 自宅等と投票所の往復のみです。買い物や通院などのため途中下車することはできません
- タクシーに乗車する際は、タクシー利用券を必ずご持参ください
- タクシーの乗り降りの介助や、投票所内での介助はありません。自力での乗降等が困難な場合は介助者が同伴してください（介助者もタクシーに同乗できます）
- 申請内容に変更があった場合は、四日市市選挙管理委員会までご連絡ください
- タクシーの予約状況によっては、ご希望の時間に配車できない場合があります
- 移動支援登録は選挙ごとに必要です。選挙ごとに登録申請を行ってください

対象者の詳細について

四日市市の選挙人名簿に登録されている人で、次の（１）～（３）の要件にすべて該当する人

- （１）投票日当日、投票所までの移動が困難な市内居住者で、移動のための交通手段又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない
- （２）次の①・②のいずれかに該当する
 - ① 要介護3以上の認定を受けている
 - ② 次のアからウのいずれかの障がいに該当する
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けていて、次のいずれかの障がいの部位及び等級に該当する
 - （ア）下肢・体幹機能障害1～3級
 - （イ）視覚障害1・2級
 - （ウ）内部障害1級
 - イ 療育手帳A1・A2の交付を受けている
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
- （３）次の①・②のいずれかに該当する
 - ① 自らタクシーへの乗車が可能
 - ② 自らタクシーへの乗車が困難な場合は、自宅等及び投票所で、タクシーへの乗車を介助する人を同伴できる

※ 本事業の内容は予告なく変更することがあります。最新の情報は四日市市選挙管理委員会にお問い合わせください